

『純粋理性批判』原則論に見られる カントの実体論

— 第三類推から第一類推を読み返す —

犬 竹 正 幸

Kant's Theory of Substance as seen in the "Analytics of Principles" of the *Critique of Pure Reason*

— Reading Back from the Third Analogy to the First Analogy —

Masayuki INUTAKE

要 旨

実体概念は古来より哲学・形而上学の中心に置かれてきたが、カントの批判哲学においても、それは重要な役割を担っている。ところが、その実体概念が集約的に論じられている『純粋理性批判』原則論の「第一類推」の内容を正確に理解することは、きわめて困難である。そこで本論考では、実体間の相互作用の原則を扱った「第三類推」の内容を先立って検討することをもって、「第一類推」を解釈するための準備的考察とする、という戦略をとった。これによって、カントの実体概念に関する無用な誤解を防ぐとともに、統一的で明確な実体概念を取り出すことができた。それによれば、実体は恒存的なものとして、時間の代行者の役割を果たすとともに、事物の変化の主体・担い手としての役割を果たすという、二重の機能をもつが、その二つの機能が統合的にはたらくのは、自然科学的経験のレベルにおいてのみであることが究明された。それと同時に、そうした実体概念によっては、時間の不可逆性を表すことができないという、カント実体論の限界が露呈し、こうした欠落を補うべく、新たな実体概念を模索する試みが示された。

キーワード：実体の恒存性、経験の類推、時間、空間、相互作用

はじめに

「実体」という概念は古来より哲学・形而上学の中心に置かれ続けてきた。その主著『純粋理性批判』（第一版 1781 年、第二版 1787 年。以下、『批判』と略記）においてカントが確立した批判哲学のうちでも、実体概念は重要な役割を担っている。とりわけ、実体や因果といった形而上学の基本概念から成るアприオリな総合判断（カントはこれを「純粋悟性の諸原則」（A148/B187）と呼ぶ）の客観的妥当性を、「経験の可能性の

条件」(A158/B197)の究明を通じて論証することを課題とする「原則の分析論」(A130ff./B170ff.)において、実体性の原則には、「完全にアプリアリに成立する純粹な自然法則の頂点に置かれるのにふさわしい」(A184/B227)と表現されるほどの中核的な位置が与えられている。

カントはこの実体性の原則を「経験の諸類推」(A176ff./B218ff.)中の「第一類推」(A182ff./B224ff.)において集約的に論じているが、ここに見られるカントの実体論は、これを正確に理解することがきわめて難しい。その理由は以下の通りである。第一に、アカデミー版のページ数にして8ページという、わずかな分量のうちに、実体概念をめぐるさまざまな論点が圧縮して論じられており、これらの論点を一つ一つ解きほぐすのに、かなりの労力を要する。第二に、述べられている内容が抽象的で具体例に乏しく、したがって各文の内容を一通り理解しようとするだけでも、大きな困難を伴う。そして第三に、第一版について言えることだが、実体性原則の提示の後に付された「証明」では、証明と銘打たれながら、じっさいには議論があちこちに飛んで、厳密な論証の体をなしていない(この点は第二版では改善されているが、こちらにも新たな問題が見られる。詳細は本論に譲る)。

そこで本論考では、第一類推に展開されているカントの実体論を理解し、論評するために、以下のような戦略を取る。まず「相互作用の原則」の名の下で、実体間の実在的な相互作用の必然性が論じられている「第三類推」(A211ff./B256ff.)の内容を検討することから始める。それは、第三類推中に展開されている論述が、第一類推および第二類推すなわち「因果律に従う時間継起の原則」(A189/B232)で述べられた内容を前提しており、こうした前提を承認した上でなら、第三類推の内容を理解することは、他の二類推を理解するのに比べて、相対的に容易だからである。それと同時に、第三類推の内容を踏まえておくことが、第一類推を解釈する上での準備的考察の役割を果たすことになり、その結果、抽象的な内容が述べられている第一類推の各文を正しく理解し、無用な誤解を防ぐ助けとなる、という効果が期待できる。以上のような理由で、本論考では第三類推から第一類推を読み返す、という戦略を取る(ちなみに、管見の及ぶかぎり、こうした戦略を取ったカント研究は国内外を通じて見当たらない)。こうした戦略を取ることによって、統一的で明確なカントの実体概念を取り出すことができると同時に、その問題点、限界点も浮かび上がってくるであろう。

ただし、急いで付言すれば、筆者は第三類推すなわち実体間の相互作用の原則を、第一類推に比べて、その存在意義が小さいとみなしているわけではない。むしろ逆に、純粹悟性の諸原則一般がもつ、経験的世界の構成というはたらきに関して言えば、第三類推こそが、もっとも包括的で重要な役割を担っていると考えている。したがって、第三類推を第一、第二類推に対する付け足しとみなすような、しばしば見受けられる解釈に

筆者は与しない⁽¹⁾。なお本論考では「第二類推」すなわち因果性の原則について主題的に扱うことはしなかった。批判哲学に占めるカント因果論の重要性は言うまでもないが、本論考のテーマはあくまで『批判』の原則論に見られるカントの実体論を論じることであり、第二類推の内容については、このテーマに関わるかぎり、折に触れて言及するにとどめたい。

第一章 第一、第三類推を解釈するための予備的考察

第一節 「経験の類推」とは何か

両原則の内容を検討するに先立って、「経験の類推」とは何かについて、簡潔に見ておきたい。カントは「類推」(Analogie)を数学的なものと哲学的なものに分けて、大略、以下のように述べている。数学的な類推とは、「二つの量的関係の相等性」(A178/B222)、すなわち、 $a:b=c:d$ という公式で表される比例関係を意味する。これに対して哲学的な類推とは、「二つの質的な関係の相等性」(ibid.)を意味する。この二種類の類推の違いのポイントは以下の点にある。カントによれば、数学的類推では三つの項が与えられた場合に、第四項は一律に決定されるのに対し、哲学的類推の場合には、三つの項が与えられても、第四項は特定の何か(直観の対象)としては与えられず、ただ「経験のうちで、この第四項を探し求めるための規則」(ibid.)だけが与えられる。これがどういう事態であるのか、具体例が示されていないために判然とはしないのだが、以下のように考えてよいだろう。先の比例関係の公式を借用して、結果：原因＝現象 A：現象 X が成り立つとすれば、特定の現象 A を結果とみなした場合に、A を引き起こす原因として現象 X が存在しなければならないことは確かだが、それが何であるかは未定であり、ただ、さまざまな経験的メルクマールを手がかりとして、X を探し求めることが可能である。

哲学的類推のもつこのような特徴は、「経験の類推」が「(現象的)対象の現実存在(Dasein)の関係」(A179/B222)だけをアприオリに規定すべき原則(すなわち「動力学的原則」(A162/B201))であることに由来する。すなわち、「経験の類推」によっては「現象の現実存在はアприオリには認識されず、…なんらかの現実存在を推論することはできても、これを規定的に認識することはできない」(A178/B221)のである。こうした事態をカントは次のようにも表現している。

これらの経験の類推は単なる規則、すなわち、それに従って、([特定の現実存在の直接知としての]知覚そのものが与えられるわけではないが…)諸知覚から経験の統一が生じるための単なる規則にすぎない。(A180/B222, 挿入引用者)

それゆえ、われわれは経験の類推によって、数学のように直観的に確実な認識を手に入れるわけではないが、経験の類推が表現する規則に従って、諸知覚を一定の仕方で結合することによって、経験のうちに与えられる現実存在の客観的な関係について判断することが、はじめて可能となるのである。「経験とは、…諸知覚を通じて客観を規定するような認識である」(B218) という、「経験の類推」一般の「証明」の冒頭に掲げられた一文は、経験の類推によって可能となる経験の特徴をひと言で表現したものと言えるだろう。

第二節 カテゴリーの図式について

続いて、経験の類推をはじめとする「純粹悟性の諸原則」が、経験の対象に適用されるさいに重要な役割を演じる「純粹悟性概念〔カテゴリー〕の図式」(A142/B181)についても簡潔に見ておきたい。

上述したように、「経験の諸類推」をその中核として含む「原則の分析論」は、実体性原則や因果性原則のような、形而上学の根本原理となるべきアプリアリな総合的命題の客観的妥当性を、人間が行う経験的認識(=経験)の「可能性の条件」の究明を通じて論証することを課題とする。ここで経験の対象はつねに感性的直観の形式的条件(空間・時間)の下でのみ与えられ、それゆえに現象と呼ばれるから、この論証は具体的には、純粹悟性概念としてのカテゴリーが、感性的形式的制約に従いつつ、どのようにして現象に関する客観的な「経験の形式」(A110)を構成するのか、そのプロセスを明示することに帰着する。ここに、「悟性を実在化すると同時に制限する」(A147/B187)ところの、「カテゴリーの図式」が重要な役割を演じるのであるが、ここではカントの図式論に深入りする余裕はない。ただ、第一類推、第三類推いずれの場合でも、それぞれの図式の役割を理解することが、各類推の証明を検討する上で不可欠の要件となるので、ここでは、さしあたり図式論中に示されている双方の図式の定式を掲げ、各類推の証明内容の理解に資するかぎり、若干のコメントを付しておく。

実体の図式は、時間における実在的なものの恒存性(Beharrlichkeit)である、
いいかえれば、この実在的なものが経験的時間規定一般の基体(Substratum)として表されるかぎりでの、そうした実在的なものの表象である。それゆえ、この実在的なものは、他のすべての実在的なものが移り行く(wechseln 交替する)なかで、とどまっている(bleiben)。

……

相互性^②(相互作用)の図式、あるいは諸実体の偶有性に関するそれら諸実体の相互因果性の図式は、一方の実体の諸規定と他方の実体の諸規定とが、普遍的な規則

に従って同時存在することである。(A144/B183f.)

ここで、両図式に関する、考えうる誤解をあらかじめ防いでおきたい。それは、両図式とも知覚の対象すなわち現実存在するかぎりでの事物に関わるものであって、ア prioriに成立する純粋直観（の対象）ではない、ということである。なるほどカテゴリーの図式は、カテゴリーが現象に適用されるための「感性の制約」(A147/B186)に属するものであり、この点からして、カテゴリーの図式を純粋直観（の対象）と解する余地があるように見えるが、しかし、もし仮にカテゴリーの図式を純粋直観とみなすなら、こうした図式を含む悟性原則はすべて、数学的な「公理」(Axiom)となり、哲学的な原則ではなくなってしまうであろう。なぜなら、『批判』の「超越論的方法論」中の「公理について」(A732f./B760f.)と題された一節から明らかのように、数学的な公理は、「概念の構成」(ibid.)すなわち概念の対象をア prioriな直観のうちに描出することにもとづく「直証的 (intuitiv) な原則」(A733/B762)であるのに対し、哲学的な原則は「比量的 (diskursiv) な原則」(ibid.)として、そのような性格をもたないからである。いいかえれば、「哲学のうちには、公理の名に値するいかなる原則も存在しない」(ibid.)のである。

第二章 第三類推（相互作用の原則）の独自の意義

ここでは、第一、第二類推には見られない、第三類推の独自の意義を明らかにすることを中心に、第三類推の内容を検討して行く。

第一節 第三類推とその証明の提示

『批判』第二版では、すべての悟性原則に証明が付されているのに対して、第一版では、なぜか第一類推にのみ証明が付され、それ以外の悟性原則には説明が与えられているだけである。そこで本論考では、各原則に第二版で付された証明を中心に検討し、第一版の内容は、証明内容の理解に資するかぎり、そのつとと言及するという方針をとる。そこで以下に、まず第三類推の定式とその証明を提示した上で、その内容の検討を行うことにする（なお、証明中のポイントとなる文に A, B, C…の記号を付しておく）。

第三類推

相互作用ないし相互性の法則に従う同時存在の原則

あらゆる実体は、空間のうちで同時に存在するとして知覚されるかぎり、汎通的な相互作用のうちにある⁽³⁾。

証明

(A) 経験的直観において、ある事物 (Ding) の知覚と、それとは別の事物の知覚とが、相互に (wechselweise) 継起可能であるとき、これらの事物は同時に存在する。…それゆえ私は、最初に月を知覚し、次に大地〔地球〕を知覚することも、あるいは逆に、最初に大地を知覚し、次に月を知覚することも可能である。…ところで (B) 同時存在とは、多様なものが同一の時間において現実存在することである。だが、(C) 時間そのものを知覚することはできない。(D) 〔もし時間そのものが知覚できるならば〕諸事物が同一の時間に定立されること〔の知覚にもとづいて、そこ〕から、それら諸事物の知覚が相互に継起可能であると結論できるのだが〔それはできない〕。…ゆえに (E) 諸知覚の相互継起が客観のうちに根拠を有し、それによって同時存在が客観的として表象されるためには、互いに外的に同時存在する諸事物のもつ諸規定の相互継起に関わる悟性概念が必要となる。ところで (F) 一方の実体のもつ規定の根拠〔つまり原因〕が、他方の実体のうちに含まれている場合、そうした実体間の関係は影響 (Einfluss) の関係であり、各実体が相互に他方の実体の規定に対する根拠を含んでいる場合には、それは相互性もしくは相互作用の関係である。ゆえに (G) 空間における諸実体の同時存在が経験のうちで認識可能となるのは、実体間の相互作用という前提の下でのみである。〔以下、省略〕(B256ff. 挿入引用者)

以上が第三類推の証明の主要部であるが、ここではまず結論に注目しよう。問われているのは、空間における諸実体の同時存在の経験がいかんにして可能となるかであり、実体間の相互作用がそこに前提されることによってである、というのがその答えである。ここで「空間における諸実体の存在」という事態は、第一、第二類推には見られず、第三類推ではじめて登場する事態である。いいかえれば、第三類推では「空間」がキーワードになっている、ということである。もう一点、文 (F) 中に見られる「(相互の) 影響」という実体間の関係もまた、第三類推ではじめて登場する関係である。なるほど、「影響」(より正確には「物理的影響」⁽⁴⁾) という概念は因果関係に属する概念であり、この因果関係は第二類推 (因果性原則) ですでに論じられている。しかし第二類推は、一つの実体における状態変化の原因が、その変化に時間上、先立つ何かのうちに求められねばならない、ということだけを主張したものであり (vgl. A195/B240)、複数の諸実体間の関係を定めたものではない。したがって第三類推は、第二類推の単なる応用や拡張ではなく、第二類推を踏まえた上での一つの独立した原理なのである (この両原則の関係は、『自然科学の形而上学的原理』(以下、『原理』と略記) の「力学」章における、慣性法則と作用反作用の法則との関係と同様のものと言えば、理解しやすい

かもしれない⁽⁵⁾。さらに重要な点は、この「空間における諸実体の存在」という事態と「相互影響」ないし「相互作用」という事態とが、密接不可分の関係にあるという点である。では、それはいかなる関係にあるのか。この点は以下の論述を通じて明らかとなる。

第二節 第三類推の証明の検討（前半）

それでは本証明における論証の各ステップを検討することにしよう。冒頭の文（A）では、同時存在の定義が述べられているのではなく（同時存在の定義は（B）で示されている）、経験の現場において、知覚されている諸対象が、客観的に同時存在しているか否かを判定するための判定基準が示されている。その判定基準とは、諸知覚の相互継起可能性の有無である。ここでカント自身が挙げている事例に即していえば、まず月を知覚し、次に大地を知覚し、さらに月の知覚に戻り、ふたたび大地の知覚に進むことが可能である、といった事態が知覚の相互継起可能性を示していると理解するならば、それはまったくの誤りである。そうではなく、まず月を、次に大地を、という順序で知覚している、まさにその時に、その逆の順序での知覚もまた私には可能であったという意識をもつこと、それが知覚の相互継起可能性の意味するところである。現実の知覚の順序としては、月→大地という順序か、あるいはその逆の順序か、どちらか一方の順序しか成立しない。したがって、現実の知覚順序と、それとは逆の知覚順序とが両立可能であるという主張は、「可能的知覚」（A212/B258）という概念を含意している。この可能的知覚という概念は、単なる知覚レベルでは成立せず、そこに何か加わった時に、はじめて成立する概念であるが、ここではさしあたり、現実の知覚順序と、それとは異なる知覚順序との両立可能性を意味すると理解しておこう。

しかし、そもそもどうして知覚の相互継起可能性が、現象的对象の同時存在を判定するための判定基準であると言えるのか。それは、われわれが事物の同時存在とはどういう事態であるかをあらかじめ理解しており（この先行的理解が文（B）で示されている）、この理解にもとづいて知覚の相互継起可能性を導き出しているからである。では同時存在に関するこの先行的理解そのものは、どこから得られるのか。

さしあたり言えることは、それは単なる知覚によって得られるのではない、ということである。カントによれば、われわれは事物の同時存在を単なる知覚だけで認識することはできない。その理由としてカント自身は、知覚における「多様なものに関するわれわれの覚知の総合〔すなわち知覚的表象の「経験的意識への取り入れ」（B202）〕がつねに継時的（*sukzessiv*）である」（A182/B226、挿入引用者）ことを挙げているが、この理由づけは説得力に乏しいように思われる。たとえば地平線にかかる月を眺めるとき、たしかに、われわれは月と大地を同時に眺めていると言えるだろうから⁽⁶⁾。むしろカン

トが言わんとするのは、単なる知覚レベルでの表象間の主観的な関係がどうであろうと、知覚の対象間の客観的な関係は、そこからは導くことができないということであろう（地平線上の月を大地と同時に知覚しているからといって、両者が同時に存在していると結論することはできない）。カントは上述した理由づけの直後に、「それゆえ、われわれは多様なものの覚知だけによっては、これらの多様なものが経験の対象として同時に存在するのか、それとも継起するのか、けっして決定することができない」（ibid.）と述べているが、この主張は、上の理由づけから切り離して理解するべきであろう（また第二類推のうちには「単なる知覚によっては…諸現象の客観的關係は決定できないままである」（B234）という主張も見られる）。

さて、われわれが事物の同時存在の意味を知覚から得ているのではないとすれば、それはどこから得られたものであろうか。それはアプリアリな直観によってである。同時存在、すなわち「多様なものが同一の時間に存在すること」の意味そのものは、アプリアリな純粹直観によって得られる。

しかしながら、じつを言うと同時存在のアプリアリな直観は、時間だけの直観のうちでは得られない。なぜなら、「時間のすべての部分は、つねに継時的（nacheinander）に存在し、同時には存在しない」（A33/B50）からである。「多様なものが同一の時間に存在すること」の直観は、時間と空間との結合によって、はじめて可能となる。この点に関して、カントは『批判』に先立つ『感性界と知性界の形式と原理』（以下、『就任論文』と表記）のうちで、きわめて興味深い考察を行っているので、その内容を見ておこう。

カントはこの『就任論文』で、空間・時間が、経験的に与えられるあらゆる事物の存在から独立に定まる構造をもちながら、ニュートンの言うような実体としての絶対的な空間・時間として実在するのではなく、われわれの感性的直観の主観的・形式的条件としてのみ存在するという、空間・時間の超越論的観念性の理説をはじめて提示したが、その中で次のような考察を行っている。

時間は一次元しか持たないのだが、（ニュートンの表現を借りるなら）時間の遍在性（ubiquitas）—— その意味するところは、感性的に表象可能なすべてのものは、いずれかの時に在るということであるが—— を通じて、現実的な諸事物の量に〔時間的な量すなわち持続のほか〕 もう一つ別の次元が付加されることになる。それは現実的な事物が、同一の時間点に、いわば吊り下げられている〔つまり同時に存在する〕かぎりのことであるが。なぜなら、時間が無限に延びる直線によって表示され、また各時間点における同時存在が、時間を表す直線に直交する直線によって表示されるとすれば、そこに生じた平面は、…現象の世界を表すことになるからで

ある。

(II 401Anm. 挿入引用者)

ここに展開されているカントの考察は、以下のような内容である。まず時間が一次元の直線で表示されることについては、『批判』の中でもしばしばカントが語っていることであり、問題はないであろう。この時間軸上の各点において、時間軸に直交して引かれる直線は、「もう一つの次元」すなわち空間の次元を形成する。空間は本来、三次元であるが、一本の直線に直交する三次元空間をイメージすることはできないので、カントはここで一次元空間に限定して考えたと思われる。そして、時間軸上の各点において時間軸に直交して引かれた無数の直線は一つの平面を形成するであろう⁽⁷⁾。この平面はまさしく時空を表すものとして、たしかに世界全体の形式を表すものと言える。しかし、この世界全体の形式を直観的に理解するためには、時間軸に直交する（直線ではなく）平面すなわち二次元空間を考えた方がイメージしやすいように思われる。重なり合った無数の平面、およびそれらを垂直に貫いて無限に延びる時間軸、それが世界の形式を表している、ということである。

さて、われわれの関心事から見たとき、こうしたカントの考察は、同時存在のアプリオリな直観がどのようにして成立するかを示したのものとして捉えることができる。ひと言でいえば、それは時間の次元に対して「もう一つの次元」すなわち空間の次元を開くことによってである。もう少し敷衍して言えば、アプリオリな直観によるならば、事物が同時に存在するということは、時間軸に直交する平面、その同一の平面上に（事物を表す）複数の点が存在することにほかならない。

今、この平面上に二点 A, B があるとして、この A, B の順列を考えると、 $A \rightarrow B$ と $B \rightarrow A$ の二通りが可能である。この認識は数学的認識として、アプリオリな直観にもとづくことはいうまでもない。そして、この二通りの順列が可能であるという事態が知覚の現場に置き移されたときに成立する事態が、知覚の相互継起可能性なのである。そのさい、知覚は時間のうちで成立するものとして、必ず時間的順序を伴う。すなわち、A（この場合は知覚の対象として、もはや幾何学的点ではなく現実の事物である）の知覚の後に B を知覚するか、あるいはその逆の順序で知覚するか、現実の知覚順序としてはどちらか一方だけが成立する。それにもかかわらず、この二通りの知覚順序が可能である、すなわち知覚の相互継起が可能であると主張する場合、この主張は A, B が同一平面上に存在するという前提の下でのみ可能となる。さもないと、 $A \rightarrow B$ か、あるいは $B \rightarrow A$ のどちらか一方の知覚順序しか成立しえないであろう。いいかえれば、A, B が同一平面上に存在すること（同時存在すること）と、A, B に関する知覚の相互継起が可能であることとは、互いに等価の関係にある、ということである⁽⁸⁾。

以上の議論から明らかになったのは、現象的对象の客観的な同時存在を判定する判定

基準としての、知覚の相互継起可能性という主張の根底には、時間と統合された空間に関するアプリアリな直観が存している、ということである。しかし、繰り返しになるが、事物の同時存在の意味をアプリアリな直観にもとづいて理解しているからといって、知覚の現場において目の対象が同時存在しているか否かを判定する根拠が与えられたわけではない。いいかえれば、与えられた現象の知覚にさいして、知覚の相互継起が可能であると判断する根拠が与えられたわけではない。同じことをアプリアリな直観の観点から言い直すならば、(空間と統合された)時間のアプリアリな直観それ自身は、時間のうちに現実存在する諸事物の客観的な時間関係を決定するはたらきを有してはいない、ということである。現実存在の時間関係の決定に関与できる直観は、経験的直観すなわち知覚だけである(「知覚は…現実性(Wirklichkeit)の唯一の特性である」(A225/B273))。そこでカントは(論理的に可能な)一つの仮定として、もし時間そのものが現実の諸事物の存在から独立に、それだけで知覚できるとしたらどうなるかを考えた(それが文(D)で表わされている)。そうすると本来、アプリアリな直観のレベルでしか成立しなかった上述の諸事態が、知覚の現場において、そのまま成立することになる。いいかえれば、時間そのものの知覚にもとづいて、(ペイトンの表現を借りるなら、「現象A、Bが生じた時間点が、それら現象に捺印される(stamped upon)かのよう」⁹⁾な仕方)で目の諸対象が同時存在しているか否かを、したがってまた、それら諸対象の知覚が相互継起可能であるか否かを、直接決定することができることになる。しかし、事物の現実存在から独立な諸特性をもった時間そのものの知は、アプリアリな直観としてのみ可能であって知覚としては不可能であること、これは『批判』の感性論からの重要な帰結である。ゆえに(C)「時間そのものは知覚されない」。

第三節 第三類推の証明の検討(後半)

以上の議論を踏まえた上で、カントは第三類推の証明の核心となる一文(E)を提示する。きわめて重要な一文であるので、再掲しておこう。

ゆえに(E)諸知覚の相互継起が客観のうちに根拠を有し、それによって同時存在が客観的として表象されるためには、互いに外的に同時存在する諸事物のもつ諸規定の相互継起に関する悟性概念が必要となる。(B257)

まず、この一文の後半に見られる「互いに外的に同時存在する諸事物」という表現は、読み方によっては論点先取の嫌疑をかけられ兼ねないので、「空間のうちに存在する」という表現に読み替えておこう。そうすると、この一文の意味するところは次のようになる。空間のうちに存在する諸事物のもつ諸規定のあいだでの、「相互継起」と表現さ

れる時間的關係が、ある悟性概念ないしカテゴリーによって規定され、そのことによって、諸知覚の相互継起可能性に対する客観的な根拠が与えられることになり、したがってまた、この根拠によって、空間における諸実体の同時存在の経験がはじめて可能となる。このカテゴリーとは、文 (F) に見られるように、相互作用のカテゴリーである。

こうして、文 (E) の意味するところは明らかとなった。問題は、この文が主張している内容が正しいか否かにある。第三類推の証明の成否は、この点にかかっている。以下に、この問題の検討に向かうが、その前に、「諸規定の相互継起」という表現が何を言い表しているのか、はっきりさせておく必要がある。カントによれば、時間的に生起するような「事物の規定」とは「実体の偶有性」(A186/B229) を意味し、それはまた「実体が現実存在する特定の仕方」(ibid.) として、実体の「状態」(A187/B230) を意味する。したがって、「事物の規定の継起」とは、〈実体の状態が変化すること〉を意味するわけである(「変化とは、同一の対象の一つの在り方の後に、別の在り方が継起することである」(ibid.))。ここで第二類推によるならば、原因がはたらくのは実体の状態そのものに対してではなく、実体の状態の生起ないし変化に対してである(vgl. A207/B252Anm.)。したがって、相互作用すなわち相互因果性のカテゴリーは、二つの実体の状態変化の原因が、互いに他方の実体のうちに存することを言い表すカテゴリーである。では、このカテゴリーはどのようにして二つの実体の状態変化の関係を規定するのか。いいかえれば、相互作用のカテゴリーは、どのようにして空間のうちに存在する諸事物の同時存在の関係を可能にするのか。

この問題を検討するために、具体的な事例を挙げながら考えてみよう。ここに同じ長さの紐に、まったく同一の大きさや重さをもった鉄球が各々結びつけられた二つの振り子があり、その紐の先端が同一の支点に固定されたまま、両鉄球が鉛直下方に吊り下げられているとしよう(空気抵抗や摩擦力はないものと仮定し、また両鉄球は完全弾性体であるとして)。さらに、この事例では遠隔作用としてはたらくのは重力だけであり、それ以外の作用は近接作用としてはたらくと仮定しよう)。このうちの一方の鉄球(これを A とする)を、紐をピンと張ったまま、水平方向に近づくまで持ち上げ、そして手を放してみよう。この鉄球 A は次第に速度を増しながら、静止している鉄球(これを B とする)に正面衝突し、その結果、鉄球 A は静止し、鉄球 B は、鉄球 A が描いていた弧の運動を引き継ぐかのように、静止状態から運動状態に移行するであろう。ここで双方の鉄球の状態変化を見ると、A は運動状態 (a1) から静止状態 (a2) に移行し、B は静止状態 (b1) から運動状態 (b2) に移行している。このとき a1 → a2 への移行の時点と、b1 → b2 への移行の時点とは、同時であるか否か。つまり両球の状態変化は同時に生じているか否か。これに対して、状態変化は必ず時間を要するから、この問い方では一義的な解答は得られない、という返答もありうる。そこで、さらに厳密に、a1

→a2 への移行の開始時点と b1 →b2 への移行の開始時点とは正確に同時であるか否かと問うてみよう。相互作用の原則が自然界を統べる法則としてアプリオリに妥当すると主張することは、この問いに対して然りと返答することにほかならない。では、なぜそう言えるのか。

今、重力以外には遠隔作用ははたっていないと仮定されているから、鉄球 A が「原因の原因性 (die Kausalität der Ursache)」(A203/B248) を発揮する時点、つまり作用を開始する時点は、鉄球 A が鉄球 B に衝突した瞬間の時点である。ここで、こうした作用に対して、その結果が生じ始める瞬間が作用開始時点よりもわずかに後であると仮定すること、いいかえれば鉄球 A が衝突した後、静止していた鉄球 B がわずかに遅れて運動を開始すると仮定することは、論理的には可能である。しかしカントによれば、「結果が生じる最初の瞬間においては、結果はつねに原因の原因性〔つまり原因としてののはたらきを発揮すること〕と同時に存在する。なぜなら、もし原因の原因性が一瞬前に停止してしまっただらば、結果は決して生じなかつたであろうからである」(ibid. 挿入引用者)。ゆえに、鉄球 A がその衝突によって作用を開始する時点は、鉄球 B が静止状態から運動状態に移行する、その最初の瞬間と同時に存在する。ただし、この同時存在は、相互作用の原則が主張する同時存在を意味してはいない。なぜなら、ここでの同時存在は、原因と結果のあいだでの時間経過がゼロという意味だからである (vgl. ibid.)。一方向的な因果関係では、「時間の順序」(ibid.) という観点から見るかぎり、つねに原因が先で結果が後でなければならない。

ところが、この二つの振り子の衝突においては、一方向的な因果関係ではなく双方向的な因果関係が成立している。すなわち、ここでは鉄球 A の運動が原因となって、鉄球 B の静止状態から運動状態への変化が生じているとともに、静止している鉄球 B が鉄球 A の進路に立ち塞がるのが原因となって、鉄球 A の運動状態から静止状態への変化が生じている。そこで問題は、この二つの状態変化の開始時点が同時であるか否かという点にある。仮に鉄球 A の a1 →a2 の開始時点が、鉄球 B の b1 →b2 の開始時点よりもわずかに後であったとしよう。その場合、運動していた鉄球 A は衝突後、わずかのあいだ、その運動状態を維持することになる。他方、鉄球 B は衝突した瞬間に運動を開始するとはいえ、運動変化の連続性を前提すれば (そしてこの前提は『批判』のうちで証明されている (vgl. A171/B213, A208/B254f.)), 鉄球 B が静止から徐々に速度を増していくあいだに、鉄球 A は鉄球 B を追い越してしまうことになる。これは不合理であろう。逆に、鉄球 B の b1 →b2 の開始時点が鉄球 A の a1 →a2 の開始時点よりも後であったとしよう。この場合も、鉄球 B が静止しているあいだに、鉄球 A が鉄球 B を追い越してしまう、あるいは少なくとも透過してしまうことになる。これも不合理であろう。ゆえに二つの鉄球 A, B の衝突現象が相互因果性すなわち相互作用の原

則に従っているとみなすかぎり、両鉄球の状態変化は厳密に同時に生じるのではなくてはならない⁽¹⁰⁾。

さて、振り子の衝突という事例に即した以上の議論によって、空間のうちにある諸事物が相互作用の原則に従う場合には、それら諸事物の（状態変化から見た）同時存在の必然性が帰結することは十分、証明されている。しかし、そのさい本論証は、物的実体が「不可入性」(B278)を本質的属性として有するという、自然哲学上の知見を前提していた。なぜなら、一つの鉄球が別の鉄球を追い越したり透過したりすることは、この不可入性に反するがゆえに不合理とされるからである。しかし、本論証が純粹に批判哲学的なレベルでの論証であるためには、自然哲学上の知見から独立に、いわば認識論的な論証を提示しなくてはならない。それは具体的には、相互作用の原則と知覚の相互継起可能性との必然的な結びつきを示すことによって遂行される。

この点は上述した時空統一体に関する議論に即して容易に証示することができる。今、アルファベットの大文字Hを書き、左右の縦線をそれぞれ振り子の鉄球A、Bの、時間経過に沿った状態を表すとしよう（上方から下方へと時間が経過するとする）。そして、横線が縦線と交わった点は、それぞれの鉄球の状態変化の開始時点を表すとしよう。今、AとBは衝突を介して相互作用するという前提であるから、ここで問題とする知覚順序は、ちょうどあみだ籤の場合のように、一方の縦線から横線を通して他方の縦線に進むという順序になる。この知覚の順序は明らかに二通り存在する。そこで問題は、この二通りの知覚順序が両立可能であるか否かにある。今、仮にこの横線がどちらか一方に傾いているとしよう。それは両鉄球の状態変化の開始時点がわずかに異なっていることを意味する。その場合、少なくとも一方の変化の開始時点から他方の変化の開始時点までのあいだ、知覚は一方向的にのみ進み、双方向に進むことはできない。なぜなら、「過ぎ去った時間に属する」(A211/B258)ものは「もはや覚知の〔つまり知覚の〕いかなる対象にもなりえない」(ibid.)からである。そして第二類推の成果によれば、こうした知覚の不可逆性は、そこに一方向的な因果関係が成立していることの証左である。ゆえに、この二球の衝突現象が相互作用の法則に従っていると前提するかぎり、二つの状態変化の開始時点は厳密に同時でなくてはならず、したがってまた、二通りの知覚順序が必然的に両立可能でなくてはならない。これを一般化して言い替えるならば、空間における諸実体の客観的な同時存在を、知覚を通じて規定するような経験的認識（＝経験）は、そうした実体間に相互作用がはたらいているという前提の下でのみ可能となる。

以上に見てきたように、第三類推の証明は十分な予備的考察の下で、また各命題に対する適切な補足的説明を適宜、付加することによって、論理的な破綻の見られない首尾一貫した論証を提示していると判断することができる。

さて、本章の最後に、第三類推の証明のもつ現代的な意義について、簡潔に述べてお

きたい。今日のわれわれはアインシュタインによって、同時性という概念が局所的にのみ成り立つ相対的な概念であって、宇宙全体にわたって成立する非局所的・絶対的な同時性なるものは、光速度の有限性を考慮に入れない、常識にもとづく先入見にすぎないことを教えられている。カント批判哲学の理論的部門が、ニュートンの唱えた実体としての絶対時間に関する、いわば認識論的な読み替えにもとづく理論である以上、カント哲学もまた時代的制約を免れることはできず、したがってまた、第三類推の証明が現代において無条件に妥当するとは、もはや言えない。しかし、そうした時代的制約を踏まえた上で言えば、一方でわれわれが知覚を通じて事物の時間的関係を判定しているという事実と、他方で事物の客観的關係が自然法則に従って成立するという事態とを、認識論的考察にもとづいて結びつけようとしたカントの哲学的営為は、同様のテーマを主題とする場合に、今日なお参照するに値する十分な価値を有していると判断する。

以上、相互作用の原則およびその証明の内容を検討してきた。こうした検討を通じて、カントが考えている実体概念についても、大まかな輪郭が描けたと思われる。それでは次に、本論考の中心テーマである、カントの実体論を究明するために、第一類推の検討に向かうことにしよう。

第三章 第一類推（実体性の原則）に見られるカントの実体概念

第一節 第一類推とその証明の提示

第三類推を検討した場合と同様、『批判』第二版に依拠して、まず第一類推の定式とその証明を提示し、次にその証明の検討を行うことにしよう（証明中のポイントとなる文に A, B, C … の記号を付しておく）。

第一類推

実体の恒存性の原則

現象のあらゆる交替（Wechsel 移り変わり）において、実体は恒存し、実体の量は自然のうちでは増減しない⁽¹⁾。

証明

あらゆる現象は時間のうちにある。(A) 基体としての（すなわち内的直観の恒存的な形式としての）時間のうちでのみ、同時存在ならびに継起が表象可能となる。したがって (B) 時間は、現象のあらゆる交替がそのうちで考えられるべきものとして、〔同一に〕とどまり、交替しない。なぜなら、(C) 時間とは、継時的存在（Nacheinandersein）や同時存在が、みずからの規定としてのみ表象可能となる、そのような何かであるから。ところが (D) 時間は単独では（für sich）知覚する

ことができない。それゆえ、(E) 知覚の諸対象つまり現象のうちに、時間を一般に表す基体が見いだされなくてはならない。(F) この基体に即して (an), あらゆる交替や同時存在が、この基体に対する現象の関係を通じて、覚知のうちで知覚可能となる。ところで、(G) あらゆる実在的なもの (das Reale) の基体、すなわち事物の現実存在に属するものの基体は実体であり、この実体において、現実存在に属するあらゆるものは、〔実体の〕規定としてのみ考えられる。ゆえに、(H) 恒存的なもの、〔詳しくいえば〕現象の〔現実存在の〕あらゆる時間的關係がこれと関係づけられることによってのみ規定されうところの恒存的なものは、現象における実体、すなわち現象の実在的なものであり、これは、あらゆる交替の基体として、つねに同一にとどまる。〔以下、省略〕 (B224f. 挿入引用者)

さて、証明の検討に入る前に、二点ほど前置きとして述べておきたい。第一点は、本証明に見られるカントの実体概念の独自性についてである。本論考の冒頭で述べたように、古来より哲学ないし形而上学の中心には実体概念が置かれてきた。代表的なところでは、アリストテレスが命題の主語の位置を占めるものという観点から実体概念を捉え、なかでも個物こそが本来の実体であるという説を唱えた。中世では神との関係において実体が考察され、近代初期ではデカルトが、神を背景としつつも、独立存在としての実体という考えを前面に押し出し、「延長実体」(res extensa) と「思惟実体」(res cogitans) の二元論を唱えた。これに対してカントは、これら先行者たちの実体概念を踏まえながらも、本証明に見られるように、実体を時間との本質的な関係の下で捉え、実体を「経験的時間規定一般の基体」(A144/B183) あるいは「時間そのものの経験的表象の基体」(A183/B226) とみなす理説を展開している。こうした時間との関係という観点から実体概念を理解しようとする点こそが、カント実体論の最大の特徴である。しかし、これと同時に、証明の後半部分に見られるように、命題の主語の位置を占めるべきもの、あるいは性質や変化の基体・担い手としての実体という概念もカントは堅持している。問題は、実体に関するこの二つの概念ないし捉え方が、本証明において、うまく統合できているか否かにある。

第二点として、第一類推の定式に関して、時折見受けられる誤解をあらかじめ防いでおきたい。一般に純粋悟性の諸原則は、カテゴリーにもとづき、かつ図式という感性的制約のもとに成立するアプリアリな総合判断である。そこで第一類推の定式もアプリアリな総合判断として示されているはずであるが、そのさい、定式中に見られる「実体は恒存的である」という文こそがアプリアリな総合判断を表したものである、とみなすなら、それは明白な誤解である。「実体は恒存的であるという命題は同語反復である」(A184/B227) とカント自身が明言している。いいかえれば、ここで実体カテゴリーは

あらかじめ図式化されたカテゴリーとして考えられている、ということである。実体性の原則がアприオリな総合判断だと言われるのは、「現象のあらゆる交替（移り変わり）において実体は恒存的である」という文全体についてである。だからこそ、「あらゆる現象のうち、恒存的な何ものかが存在しなければならない」（ibid.）という事態を証明することこそが本証明の要となるのである。

第二節 第一類推の証明の検討（前半）

続いて証明内容の検討に入る。一見して明らかなように本証明は、検討すべき多くのことがらに圧縮された形で述べられており、一読したかぎりでは内容を理解することすら覚束ない。まず（文）A 中に見られる「（内的直観の恒存的な形式としての）時間」という表現は、端から大きな問題を孕んでいる。「直観の形式」としての時間に「恒存的」という形容詞を付することは、きわめて不適切であると思われる。なぜなら、「感性の純粹形式はそれ自身、純粹直観とも呼ばれる」（A20/B35）という感性論中の一文から明らかなように、直観形式はそれ自身、アприオリに直観されうるものであり、したがって、この直観形式に恒存的という形容詞が付されるならば、恒存性が、あたかも時間そのものの性質としてアприオリに直観される規定であるかのように解されてしまうからである。しかし、すでに見ておいたように、恒存性が時間のアприオリな直観的規定であるとする、実体性の原則は数学的な公理とみなされることになり、これではカント批判哲学に悖る結果となる。アприオリな直観にもとづいて知られる時間の諸性質は、感性論によれば、時間の一次元性や連続性、時間の諸部分の継時性、さらには時間の唯一性といったものであるが（vgl. A30f./B46f.）、ここには恒存性は含まれていない。それでは恒存性は知覚されるものであろうか。その答えは然りでもあり否でもある。それがいかなる意味であるか、以下に明らかにして行こう。

そこで文（A）の意味するところは、さしあたり、われわれが諸現象の同時存在や継起を経験的に表象する、つまり知覚するさい、時間がその基体としてはたらいしていることだと理解しておこう（ここでの「基体」の意味についても、行論の中で説明して行こう）。そして、このような基体としての時間そのものは、同一にとどまり交替しない、つまり恒存的である。それが文（B）の主張するところである⁽¹²⁾。その理由づけとして、文（C）が挙げられているが、この文の意味するところは判然としない。これよりもむしろ、第一版で挙げられている理由づけの方が分かりやすい。それによれば、「もし時間そのものが継起するとすれば、この継起がそこで可能となるべき、もう一つの時間が考えられなくてはならないであろう」（A183/B226）、つまり無限背進に陥るであろう、と言われている。要するに、時間と現象とでは、その在り方が根本的に異なるということである。「時間は過ぎ行く（sich verlaufen）ことはない。ただ時間のうちで転変す

るもの (das Wandelbar) の現実存在が過ぎ行くだけである」(A144/B183) というカントの文言も、そうしたことを言わんとしていると思われる。

こうして諸現象の同時存在や継起を知覚するためには、時間は恒存的なものともみなされなくてはならない、という地点にまでは到達した。そこで次に問われるべきことは、この時間の恒存性はどのようにして表象されるのか、という問題である。すでに見ておいたように、時間の恒存性はアプリアリな直観によっては表象されない。では、それは知覚によって表象されるのではないか。この可能性を否定したものが文 (D) すなわち、「時間は単独では知覚できない」というテーゼである。前章でも見たように、このテーゼは、実体としての絶対時間というニュートン的な時間概念を、われわれの感性的直観の形式として認識論的に読み替えつつ存在論的には否定した感性論から帰結する、きわめて重要なターニングポイントの位置を占める。

すなわち、事物の現実存在の時間的關係が知覚を通じて客観的に規定されるためには、第一に必要な条件として時間の恒存性が表象されなくてはならないが、時間の恒存性はアプリアリには直観できず、また時間そのものの知覚は不可能である。したがって、「時間を一般に表す」ことによって時間の恒存性の役割を代行する何ものかが、知覚の対象すなわち現象のうちに見いだされなくてはならない。それが文 (E) で主張されている内容である。第一版では「恒存的なもの (das Beharrliche)」(A182/B226) と呼ばれる、この基体としての何ものかについて、文 (F) では、あらゆる同時存在や継起が「この基体に対する関係を通じて」知覚可能となる、と言われる。この文 (F) の意味するところを理解するためには、事物の変化と時間 (ないし時間を表す恒存的なもの) との関係を、物体の運動と空間との関係と類比的なものとして捉えることが、きわめて有効と思われるので、以下に詳論したい (なお、あらかじめ注意しておく、時間を表す何ものかが示すべきこの恒存性は、事物が一定時間、状態を維持することとは異なる。なぜならカントによれば、「現実存在が持続 (Dauer) と呼ばれる一つの量を手に入れることができるのは、恒存的なものによってのみ」(A183/B226) だからである。とはいえ、この両概念はきわめて親しいものであり、必ずしも明瞭に区別できるとはかぎらない⁽¹³⁾)。

カントは現象中に見いだされるべき恒存的なものの実例として、太陽の日周運動に対する「地上の諸対象」(B278) を挙げているが、説明が欠けているために、「地上の諸対象」がなぜ恒存的なものともみなされるべきなのか、判然としない。じつはカントは、これと類似した実例を「形而上学講義」のうちでも挙げている。曰く、

恒存的な何ものかが存在しないとすれば、変化が生じたことの経験は不可能である。粗雑な例を挙げるならば、〔船に乗っている〕海上の水夫は、海が〔船とともに

に] 動いている場合には、何か恒存的なもの、たとえば島が存在していないかぎり、自分の〔船の〕運動を知覚することはできないであろう。この島に即してのみ、自分〔の船〕がどれほど移動したかが分かるのだから。(XXVIII 567, 挿入引用者)

この事例によって、カントが事物の変化と時間ないし恒存的なものとの関係を、物体の運動と空間との関係と、きわめて類似したものとみなしていることが分かる。それどころか、この事例によるかぎり、カントはこの二つの関係を混同しているようにすら見える⁽¹⁴⁾。

太陽の日周運動にしても船の運動にしても、物体の場所の移動として、空間の存在を前提している。ところが感性論によれば、空間そのものは知覚不可能であるので、空間を表す特定の物体（この例では「島」）を運動記述の原点に据え、この原点に対する距離と方向の時間的変化として、諸物体の運動が記述される。要するに、諸物体の運動を記述するためには、さしあたり必ず何らかの特定の物体を基準とした座標系を設定する必要がある、ということである。『原理』の「運動学」章で展開されている、運動と空間との関係に関するこうした論述（vgl. IV 481）が、ほぼそのまま、事物の変化と時間との関係にも妥当するであろうことは容易に見てとることができる。とりわけ、基準点に据えられる特定の物体は、物体である以上、本質的に「運動可能」(IV 480)であるにもかかわらず、これを（暫定的に）「不動 (unbeweglich)」(ibid.) とみなすことが、物体の運動記述の大前提となるという議論と、諸現象の変化を知覚するために特定の現象を無変化なもの、すなわち恒存的なもの とみなす必要があるという議論とは、完全な並行関係にあることが分かる。それどころか、上記の船の運動の例では、島という特定の事物が、空間を表す不動なもの とみなされると同時に、時間を表す恒存的なものともみなされている。

こうした事態は、前章で検討したカントの時空統一体モデルを採用することで、比較的容易に理解できると思われる。すなわち島は、無数に重なり合う二次元空間の原点に置かれると同時に、この原点を通る垂直な直線として時間軸が引かれる。この時間軸から二次元空間を俯瞰したかたちで見たとき、船の運動（より正確には船の運動の軌跡）が記述され、そのさい島は不動として表象される。これに対して視線を二次元空間に平行した位置に移したとき、時間軸で表される時間の経過に沿った船の動きが変化として記述される。そのさい、島が恒存的として表象されていなければならないことは、必ずしも明白とは言えない。そこで、たとえば島が一時的に水没し、しばらくして、ふたたび海上に出現したといった事態を想像してみよう。このとき、まず島の水没の前後における船の運動の記述が統一性を欠くことになることが分かる（地殻変動によって島の位置が変わった可能性を否定できない）。それどころか、再出現した島が水没以前の島と

同一である保証すらない（まったく新しい島が生じたのかもしれない）。そうだとすれば、時間軸の成立が島の存在に依拠するという前提に立つかぎり、島の水没前後における時間軸の同一性は保証されないことになる。これは時間軸が切断されたことを、いいかえれば時間の統一が破壊されたことを意味する。「もし、われわれが（実体という点から見て）新しい事物が生成することを認めるならば、そのみが時間の統一を表しえたもの、すなわち基体の同一性が失われるであろう」（A186/B229）とカントが言っているのは、こうした事態を言わんとしていると思われる。

またカントは、「われわれが運動を経験しようとする場合には、そうした運動がそこでなされる空間もまた〔感覚可能な物体によって〕感覚可能〔すなわち知覚可能〕でなければならない」（IV 481, 挿入引用者）と語っている。これと類比的に考えるならば、現象の変化をわれわれが知覚するにさいして、時間が単独では知覚されないにせよ、時間は恒存的なものとして現象の変化と共に知覚されていなければならないであろう。これと同様な主旨の主張はペイトンにもアリソンにも見られる。ペイトンは現象の変化と共に知覚される恒存的なものとしての時間について、「背景」（background）という表現を用いて言及しており、またアリソンは本証明中に見られる「基体」という概念を「背景」（backdrop）という意味であると解し、さらにそれを「準拠枠」（frame of reference 座標系）とも言い替えながら、事物の変化の知覚のためには、時間が共に知覚されている必要があるという事態を、「バックドロップ・テーゼ」とすら命名している⁽¹⁵⁾。このような解釈は、事物の変化と時間との関係を物体の運動と空間との関係と類比的なもののみならず、またカントの時空統一モデルを援用しつつ提示した、われわれの解釈と基本的に軌を一にするものであろう。

以上の議論を通じて、本証明中の文（E）および（F）の主張内容を理解することができたと思われる。すなわち、事物の現実存在の時間的關係が知覚を通じて客観的に規定可能であるためには、第一条件として、時間の恒存性を表す何か、個々の事物の知覚と共に、背景ないし準拠枠として知覚されていなければならない、というのがその内容であり、われわれはこうした主張を十分、首肯しうる。

しかしながら、事物の変化と時間（恒存的なもの）との関係を、物体運動と空間（不動なもの）との関係と類比的なもののみならず、また事物の変化を前景、時間を表す恒存的なものを背景とみなす上記の解釈は、証明の最後の段階である文（G）および（H）の内容を理解しようとする場合に、その有効性が失われるように見える。そこで次に証明の後半の検討に移ることにしよう。

第三節 第一類推の証明の検討（後半）

この文（G）および（H）においてカントは、「事物の現実存在に属するもの」すな

わち、事物の現実存在に固有の規定、たとえば物体ならば色や温度、重さ、さらには不可入性といった規定（カントはこれを「実在的な」規定と呼ぶ）、そうした規定の「基体」としての「実体」が、時間を表す恒存的なものにはかならないと主張する。これはいかえれば、同一の実体が以下のような二つの異なったはたらきをもつという主張を意味する。すなわち、実体は一方で、現象のあらゆる変化や同時存在がそれとの関係を通じて知覚可能となるところの、恒存的なものとしての時間の代行者としてのはたらきをもつ。この場合、実体は「つねに在るもの（jederzeit ist）」（A182/B225）とか「あらゆる時間にわたって現実存在する（Dasein zu aller Zeit）」（A185/B228）ものと言い表される。これはまた、不生不滅なものとしての実体とも言い表すことができるだろう。他方で実体は、個々の事物の状態変化にさいして、その変化を通じて同一なるもの、いわゆる変化の担い手としてのはたらきをもつ。この場合には、実体について、「変化とは、同一の対象〔実体〕の一つの在り方に別の在り方が後続することである」（A187/B230）などと表現される。カントが主張する実体のこの二つのはたらき、あるいは二つの実体概念は、本証明において首尾よく統合されているであろうか。

実体のこうした二つのはたらきが、互いにまったく異なったものであることは容易に分かる。なぜなら、たとえば船と島の例を挙げるなら、実体が時間の代行者のはたらきを示すという観点から見たとき、「あらゆる時間規定の本来の基体」（A185/B228）としての実体に相当するのは、島であって船ではない。他方、変化の主体・担い手としてのはたらきという観点から見たとき、その位置を変化させている船こそが実体と呼ばれるべきだろうからである。このような違いが生じる根本的な理由は、物体の運動が「空間における恒存的なものに対する外的な関係の変化」（B277）であるのに対し、実体の変化の主体とされる場合には、一つの事物の状態の変化が考えられている点にある。外的関係の変化と事物の状態の変化との違い、この違いのゆえに、物体の運動と空間との関係と、変化と時間との関係という、二つの関係のあいだに見られた類比性が、ここではもはや成り立たないのである。したがって、ペイトンやアリソンが唱える「背景」理論もまた、そのままのかたちでは、時間を表す恒存的なものとしての実体と、事物の変化の主体としての実体という、二つの実体概念の統合を説明する力をもちえないであろう（アリソン自身、証明のこの段階は「バックドロップ・テーゼを超えている」と明言している⁽¹⁶⁾）。

カントの実体論に見られる、こうした二つの実体概念が『批判』の中ではうまく統合されておらず、そこには一つのディレンマが生じている、すなわち、実体カテゴリーを時間そのものを表す恒存的なものともみなした場合には、個々の事物の変化に実体カテゴリーを適用することはできず、またその逆も然りというディレンマが生じている、という主張を正面切って掲げたのは、B. W. ホールである。ホールは、このディレンマを解

消することこそが、晩年の遺稿集『オプス・ポストゥムム』におけるカントの元々の目論見であったと論じている⁽¹⁷⁾。ホールのこの論点には賛同できないが、二つの実体概念の統合には大きな困難が伴うという主張には、耳を傾けるべき十分な理由があるように思われる。

この二つの実体概念を統合する方法はあるのだろうか。この問題を考えるにあたり、カントが第一版で言及している、経験に関する二つのレベルの区別がヒントになる。それは日常的経験と自然科学的経験との区別である。カントによれば、ある哲学者（この場合は自然哲学者、現代であれば自然科学者を意味する）が、煙の重さはどれほどかと訊かれたときに、燃やす前の木の重さから、燃やした後に残った灰の重さを引けばよい、と答えたという。そうすると、この哲学者は「燃焼においてさえ、物質〔元素〕(実体)は消滅せず、その物質の姿形 (Form) が変化するだけであることを、確実なこととして前提していた」(A185/B298) ことになる。これはいいかえれば、哲学者(自然科学者)ならぬ一般人の場合には、日常的経験において、性質や変化の主語・担い手としての実体概念が用いられてはいるが、その使用は哲学者のように厳密なものではなく、木の色が変わるといった現象の場合には、木はそうした変化を通じて同一にとどまるとみなされているのに対し、木が燃えて灰になるといった現象の場合には、木が(実体として)消滅し、その代わりに灰が(実体として)生成しているとみなされている、ということである。要するに、日常的経験のレベルでは実体カテゴリーの使用が首尾一貫したものではなく、場当たりの使用されているのに対し、自然科学的経験のレベルでは、整合的な体系的知を求めるというその本分のゆえに、実体カテゴリーの使用は厳格なものにならざるをえない。その基本的な戦略は、日常的経験では実体そのものの生成消滅とみなされる現象に関して、その現象を不生不滅な何ものかの振舞い、ないし状態変化とみなすという点にある。自然科学的経験が採用するこうした基本的戦略について、カントは次のように述べている。

現象において、ひとが実体と呼ぼうとするものが、あらゆる時間規定の本来の (eigentlich) 基体であるべき (sollen) ならば、過去の時間であろうと未来の時間であろうと、時間におけるあらゆる現象は、もっぱらこの実体に即してのみ規定されうるのではなくてはならない。したがって、われわれがある現象に「本来の」実体という名を与えることができるのは、この現象があらゆる時間にわたって現実存在することを、われわれが前提しているからである。(ibid. 挿入引用者)

つまり、自然科学的経験のレベルで追求される「本来の基体」ないし〈本来の実体〉⁽¹⁸⁾ についてのみ、同一の実体が「あらゆる時間にわたって現実存在する」恒存的な

ものとして時間そのものを表すというはたらきと、事物の変化の主体・担い手としての
はたらきという、この二つのはたらきを共に有することが成立する、ということである。
第一類推の証明の最終段階において問題となった、二つの実体概念の統合という事態は、
自然科学的経験のレベルではじめて成立する、と結論してよいであろう。なお付言すれ
ば、自然科学的経験は日常的経験から一足飛びに究極的な〈本来の実体〉に到達できる
わけではなく、科学そのものの進展に伴って〈本来の実体〉として追求されるべき対象
が変更されることは、つねに可能である。その意味で〈本来の実体〉は自然科学的経験
にとって「統制的原理」(A178/B222)の役割を果たしていると言えるだろう。

以上、カントの実体性原則の証明内容を検討してきた。第三類推(相互作用の原則)
の証明の場合と同様、証明の鍵となる概念や命題に関する十分な準備的考察と、適切な
補足的説明を付加することによって、本証明は筋の通った論証を展開していると判断す
ることができる。しかし、それを認めた上で、〈本来の実体〉が、恒存的なものとして
「時間そのものの経験的表象の基体」としてのはたらきをもつというカントの結論には、
大きな欠落が存在しているのではないかという疑念を禁じ得ない。それは論証における
不備や飛躍ということではなく、〈本来の実体〉が表すかぎりでの時間の観念に関わる
疑念である。最後に、カント実体論の限界と題して、この問題を検討してみたい。

第四節 カント実体論の限界と新たな実体概念の模索

カントの実体論に関する払拭しがたい疑念、それは、自然科学的経験が追求する〈本
来の実体〉なるものが、本当に時間そのものを表しているのかという点に関わる。とは
いえ、ここで取り上げたいのは、現代でよく論じられている、自然科学者が前提する直
線で表される時間と、哲学者が問題とする過去・現在・未来の区別を本質とする時間と
の対立という問題ではない⁽¹⁹⁾。あくまで自然科学的経験が前提する時間に関するカン
ト自身の理解を問題にしたいのである。それは端的に言えば、カントが第一類推で論じ
ている、自然科学的経験に即応した実体概念によっては、時間の重要な特性である時間
進行の一方方向ないし時間の不可逆性という事態が、こぼれ落ちてしまっているのでは
ないか、という問題である。

ただしカント自身は、この時間の一方方向性・不可逆性という時間の特性を、まったく
無視しているわけではない。それどころか、感性論の中では、時間の諸部分が「次々に
(nacheinander) 存在する」(A31/B47)ことが、アプリアリに直観される時間の重要
な特性であると明言されている。ここで「次々に」という規定は、時間が直線で表され
るという事態と結びつけられることによって、たしかに時間の一方方向性・不可逆性を含
意していると言えるだろう。また、「過ぎ去った時間に属するものは、もはや覚知〔つ
まり知覚〕のいかなる対象にもなりえない」(A211/B258)という一文も、カントが時

間の不可逆性を、時間の一特性として理解していることの証左であるといえる。さらにカントは、この感性論の中で、目下の問題を考える上で重要なヒントとなる、以下のような文章を提示している。

〔時間に関わる〕この内的直観は、いかなる形態 (Gestalt) も与えないからこそ、われわれはこの欠点を類推によって補うべく、時間の継起 (Zeitfolge) を無限に延びる一本の直線で表し、…こうした直線の性質から、時間のあらゆる性質を導き出すのであるが、…時間の諸部分がつねに次々に存在するという性質だけは、それができない。
(A33/B50, 挿入引用者)

つまり、一本の直線を引くことによって、時間の他のすべての性質が表されるのに対し、「時間の諸部分がつねに次々に存在する」という性質だけは、直線を用いてこれを表すことができないのである。時間の諸部分が次々に在ること、したがってまた時間が一方向性をもつことは空間規定によっては表すことができない。このことをカント自身がはっきりと認めているわけである。ところがカントは、時間そのものを表す〈本来の実体〉としての恒存的なものを、本質的に空間的なものとみなしている（「観念論論駁」(B274ff.)を参照）。そうであるとすれば、この恒存的なものによって、仮に他のすべての性質を表すことができたとしても、時間進行の一方向性だけは、これを表すことができないという帰結を避けることができないように思われる。

この点は、カントが〈本来の実体〉とみなしている「物質」(B278)ないし物質元素の場合に、とくに顕著に現れる。カントはみずからの自然哲学理論として原子論を認めていないが、日常的に経験されるすべてのマクロな物体が、何らかの物質元素から構成されるとみなす要素主義的な自然観を採っている点では、原子論と軌を一にする。では、こうした原子あるいは物質元素が、どのようにして時間を表すことができるのか。なるほど、それらは不生不滅なものとして、時間の統一を表しており、またニュートン力学的な運動法則に従って運動することによって、事物の変化の基体としての役割を果たしていると言えるかもしれない。だが、まさしくこの運動法則が曲者なのである。ニュートン力学的な運動法則、とりわけ運動の第二法則は、解析学的に表現された場合に、時間 (t) の関数として表される。すなわち、 $F = m \cdot d^2s/dt^2$ (ここで F は外力, m は質量, s は距離を表す) となる⁽²⁰⁾。そして時間の不可逆性という目下の問題関心から見て、きわめて重要なことは、この運動法則中に現れるパラメータ (t) を、正の符号から負の符号に代えても、運動法則は同様に成立する、という点である。今、t の値ゼロが「現在」を表し、また正の符号が「未来」への向きを、負の符号が「過去」への向きをそれぞれ表すとすれば、運動法則は、時間が未来の方向に進もうと過去の方向に進もう

と、どちらの場合にも成立する⁽²¹⁾（ここで過去・現在・未来という表現を使用したのは、時間の進行方向の違いを理解しやすくするための手段としてであって、ここでの議論にとって本質的な要件としてではない）。いかにすればニュートン力学の運動法則は、時間の逆方向への進行を許容するようになってきているのである。したがって、カントの言う物質ないし物質元素がニュートン力学的な運動法則に従うべきものと考えられるかぎり、それが表すはずの時間からは、時間の不可逆性という時間固有の性質が抜け落ちてしまう結果となる。

『批判』原則論中に展開されている、カント実体論のうちに見られるこうした問題点ないし限界を直視しつつ、実体が「時間そのものの経験的表象の基体」としてのはたらしきをなすというカント実体論の基本思想に忠実であろうとすれば、時間進行の一方向性・不可逆性をも表すような、新たな実体概念を模索する必要がある。そのためには、上述の議論から推測することができるように、カントの死後、19世紀に発見された熱力学の第二法則、いわゆる「エントロピー増大の法則」に手がかりを求めるべきであろう。とはいえ、この法則を正面から問題にする能力は筆者にはなく、ここでは、その一般的な結果を受容した上で、それに適合するような実体概念を探し求めることに専念したい。

この熱力学第二法則によれば、熱のやり取りのない孤立した系において、エントロピー（無秩序さ、乱雑さ）は不可逆的に増大し、したがって、「自然界（宇宙）を孤立系とみなせば、エントロピーの総和はその極大値に向かって増加していることになる」⁽²²⁾。きわめて大雑把な言い方をすれば、秩序をもったもの、形あるものは絶えず無秩序なものへと向かう必然的な流れの中にある。こうした宇宙の中であって、同一にとどまるもの、恒存的なものとしての実体もつべき性格は、単なる不生不滅性ではなく、実体としての同一性を保持すべく、無秩序へと向かう流れに抗うものという性格でなくてはならないであろう。

そして、そのような性格をもった実体こそが、時間の不可逆性を表す資格を有すると言えるのではなかろうか。こうした点を直観的に示唆してくれる、以下のような実例を考えてみたい。

ここに二枚の写真がある。一枚には若者が、もう一枚には老人が写っている。まったくの他人にしか見えない。ここにもう一枚、中年の男が写っている写真がある。これを先の二枚の写真のあいだに置いた瞬間、私は突如、二つのことを同時に見てとる。一つは、この三枚の写真に写っている人物が同一人物であること、もう一つは、この人物が長い時間を、しかも二度と戻ることのない不可逆的な時間を生きてきたであろうことである。ここで重要な点は、写真の人物の同一性を見てとることと、長い不可逆的な時間経過を見てとることとは、表裏一体であって切り離すことができないという点である（別人だと思っているあいだは、時間の経過をこの写真から見てとることはできない）。

また、仮に三枚ともまったく同一の写真である場合も、当然、時間の経過を見てとることとはできない。老人の白髪や顔に刻まれた深い皺こそが、写真を見る者に不可逆的な時間の経過を見てとらしめるのである。

この例から導き出せる帰結は以下のようなことである。熱力学第二法則が支配する世界においては、秩序をもったいかなるものも無秩序へと向かう必然的な流れの中にある。この流れに対して、何とかして、みずからの秩序を維持しようと抗う存在者、それが、この世界における実体である。生物に見られる、細胞レベルに至るまで行われている新陳代謝という活動は、こうした抗いの一つの形であると言えるだろう⁽²³⁾。そのような実体は、アトムのように完全無欠な同一性を維持することはできず、無秩序へと向かう傾向をつねに有している。しかし、そうだからこそ逆に、このような実体は、さまざまな変化の主体ないし基体であると同時に、時間の不可逆的な流れを、みずからの一身において表出するというはたらきを有しうるのである。

さて、そうだとすると、このような意味での実体は本質的に歴史的な存在者であると言えるだろう。カントは木の燃焼を説明するのに、要素主義的な自然観にもとづいて、一足飛びにミクロな物質元素へと向かった。だが、こうしたミクロな物質元素は、それが力学的な運動法則に従うべきものとみなされるかぎり、時間の逆方向への進行を許容するような世界における存在者であり、本質的に非歴史的な存在者であると言わざるをえない。木の燃焼という現象は、(文脈に応じてだが)こうした要素主義的な自然観とは根本的に異なる自然観、たとえば生態学的自然観にもとづいて、森林というマクロな実体の状態変化とみなすことも可能ではないか⁽²⁴⁾。そして、そのような実体概念こそ、時間を表す基体としてのはたらきを体現するのに相応しいものではないだろうか。

以上に展開された、新たな実体概念を模索するための試論は、もとより粗雑なスケッチにすぎない。しかし、カント実体論のもつ問題点、限界を踏まえた上で、なおかつ、実体と時間との本質的な連関のうちに深く分け入ったカントの思索に忠実たらんとする者にとって、向かうべき一つの方向が示されたのではないかと考える。

以上、『批判』原則論中に見られるカントの実体論を、さまざまな角度から検討してきた。そのさい、特に意を用いたのは、実体性原則に付された証明の内容を一文、一文検討することを通じて、この証明中に展開されている論証が筋の通ったものであり、また、それによって統一的で明確な実体概念が提示されていることを明らかにすることであった。そのための戦略として、相互作用の原則を扱った第三類推の内容を先に検討することをもって、その独自の意義を明らかにするとともに、三つの類推の中でもっとも難解と言われる第一類推を正しく解釈するための準備的考察とした。これによって、第一類推に関わる多くの障害が除去されたと思われる。それと同時に本論考では、カント

実体論に見られる大きな問題として、経験の現場において実体が表すはずの時間には、時間進行の一方方向性・不可逆性という、時間固有の性質が抜け落ちているという事実を取り上げ、その原因がカントの要素主義的自然観および当時の自然科学の水準という時代的制約にあることを指摘し、熱力学第二法則や生態学的自然観を援用して、カント実体論の枠内で新たな実体概念の模索を試みた。こうした目論見が成功しているか否か、大方の叱正を請う次第である。

《注》

『純粹理性批判』からの引用は慣例に従って、第一版をA、第二版をBで表記し、それ以外のカントの著作、講義録等からの引用はアカデミー版カント全集の巻号をローマ数字で表記する。なお引用文は岩波書店版『カント全集』に拠っているが、一部ことわりなしに訳文を変更した。

- (1) 高名なカント研究者 H. E. アリソンは、その著『カントの超越論的観念論』において、『批判』分析論に関する詳細にして緻密な解釈を展開しているが、驚くべきことに、第三類推についてほとんど何もコメントしていない。また E. ワトキンスも第二類推に関する論究に 33 頁を費やしているのに対し、第三類推に関しては 13 頁しか充てていない。また戦前の英語圏におけるカント研究を代表する H. J. ペイトンは、その著作中で三つの類推をほぼ同等に扱っている。これに対し、第三類推の意義をとくに強調しているのは、P. ガイアである。

H. E. Allison, *Kant's Transcendental Idealism*, Yale UP 1983.

E. Watkins, *Kant and the Metaphysics of Causality*, Cambridge UP 2005, pp. 185-229.

H. J. Paton, *Kant's Metaphysics of Experience*, vol.2, Loutledge 1936, rep. 2002, pp. 184-331.

P. Guyer, *Kant and the Claims of Knowledge*, Cambridge UP 1987, pp. 267-276.

- (2) 「相互性」の原語は“Gemeinschaft”である。話題となっている領域や状況に応じて、さまざまな訳語が考えられるが、カントの理論哲学に限定した場合、邦訳書の多くが「相互性」という訳語を採用しており、本論考でもこれに従う。
- (3) 第一版では、相互性（相互作用）の原則は以下のように定式化される。

「あらゆる実体は、同時存在するかぎり、汎通的な相互性（相互作用）の下に立つ」（A211）。

- (4) 「物理的影響（*physischer Einfluss*）」（A275/B331）という概念は、デカルト二元論で問われた、延長を本質とする物的実体と思惟を本質とする心的実体とがいかなる関係にあるのかという問題をきっかけとして生じた、実体間の関係に関する三つの理説の一つであり、他はライブニッツの「予定調和」説、マルブランシュの「機会原因」説である。カントはその哲学的生涯の初期の頃から物理的影響説を保持し続けてきたが、その背後には、若年の折に出会ったニュートンの万有引力理論に対する傾倒という事情が潜んでいる。以下の拙論を参照。

犬竹正幸「空間論から見たカント批判哲学への道」（拓殖大学論集『人文・自然・人間科学研究』第 47 号、2022 年、1-28 頁）。

- (5) 作用反作用の法則を理解するためには、慣性法則の理解が前提されなくてはならないが、慣性法則から作用反作用の法則が導かれるわけではない。
- (6) H. J. Paton, *op. cit.*, p. 330.
- (7) ここで時間軸を横にとるか縦にとるかについて、「現実の諸事物が同一の時間点に、いわば吊り下げられている」というカントの表現に忠実であろうとすれば、時間軸を横にとるべ

- きであろうが、現代の時空論では時間軸を縦にとるのが慣例のようである。本論考でも、この慣例に従うことにする。
- (8) なお以上の議論では、同一平面上の二つの点だけが検討されたが、この複数の点はいくらでも増やすことができる。そこで今度は、三つの点 A, B, C の場合を考えると、その順列は六通り存在する。そして、この六通りの順列が可能であることを、近くの現場に置き移すと、六通りの知覚順序が考えられる。したがって、三つの対象が同時に存在する場合には、六通りの知覚順序が両立可能であることになる。ゆえに知覚の相互継起可能性を表す表現として、対象が二つの場合にしか当てはまらない「知覚の可逆性 (reversibility)」という表現よりも、〈知覚 (順序) の順不同性〉といった表現の方が適切であろう。ちなみにペイトンは、三つ以上の対象についての知覚順序を考慮に入れていないために、「知覚の可逆性」という表現を用いている。H. J. Paton, *op. cit.*, p. 300.
- (9) H. J. Paton, *op. cit.*, p. 302.
- (10) 以上の議論は、ビリヤードの二つの球を例にとっても同様に成り立ち、しかもビリヤード球の場合には、運動の相対性にもとづくことによって、より容易に同一の結論を導くことができる。このビリヤード球の例を避けたのは、ここでの議論が運動の相対性が成り立つ現象に限らず、相互作用の原則が適用されるあらゆる自然現象に対して妥当することを示したかったからである。もう一点、我が国における『批判』のほとんどの翻訳書では、“Wechselwirkung” というドイツ語に対して「相互作用」ではなく「交互作用」という訳語が充てられている。直訳としてはこの通りであろうが、この語が表していることがらを理解するためには、不適切な訳語であると判断する。なぜなら、この訳語では二つの振り子が交互に、すなわち互い違いに運動するという現象を、本当は一方向的な因果関係にすぎないのに、相互作用を表す例であると誤解してしまうからである。こうした誤解を防ぐために、振り子の例を取り上げたまでである。
- (11) 第一版では、第一類推の定式は以下のように示されている。
- 「あらゆる現象は、対象そのものとして恒存的なもの (実体) を含み、そして転変するもの (das Wandelbare) を、対象の単なる規定として、つまり対象が現実存在する仕方として含む」(A182)。
- この定式のうちには、第二版で見られる「実体の量は自然のうちでは増減しない」という一文は含まれていない。カントがこの一文を第二版で付加したのは明らかに、第二版の前年に公刊された『原理』の「力学」章中の、「力学の第一法則」(IV 541) と銘打たれた、いわゆる「物質量の保存則」を意識してのことである。しかし、この一文の付加はカントの勇み足であると思われる。たしかに物質量保存則は「いかなる実体も消滅しない」(ibid.) という、「実体の恒存性の原則」(IV 542) を前提するが、実体の恒存性の原則から実体の量の一定不変性が導かれるのは、実体が「空間における実体」の場合に限られる。なぜなら、「空間において可能となる客観のあらゆる量は、互いに外的な諸部分から成る」(ibid.) 量、すなわち外延量であり、したがって、空間的な実体の量の増減もまた、互いに外的な部分をなす諸実体の生成消滅としてしか考えられないのに対し、「内官の対象は…実体としては、互いに外的な諸部分から成るのではないような量〔すなわち内包量〕をもつことができる」(ibid.) からである。ところが、第一類推で論じられる実体が、空間における実体に限定されるべきだとは証明中に明示されていない (それがはじめて明示されるのは、第三類推においてである)。ゆえに、そうした明示がない以上、第一類推の定式中の後半の一文は少なくとも、ここでは証明されていないと結論せざるをえない。
- (12) ちなみに、もし文 (A) の言うように、時間は直観形式として、すでに恒存的であることが認められるならば、文 (B) の主張はほとんど同語反復にしか聞こえないであろう。
- (13) 『原理』の「運動学」章のうちでカントは、物体の静止を定義して、「静止とは、同一の場

- 所に beharrlich に存在することを言う。ここで、何かが beharrlich に在るとは、その何かが一定の時間、存在すること、すなわち dauern することを言う」(IV 485)と述べている。この場合の“beharrlich”という語は文脈からして「恒存的」とは訳せず、「持続的」としか訳せないだろう。そうすると“beharren”と“dauern”とは、ほぼ同義ということになる。
- (14) それというのも、船の運動の記述が問題となっているこの例文中で、本来「不動」と表現されるべき、運動記述の原点としての島を、「恒存的」と表現しているからである。
- (15) H. J. Paton, *op. cit.*, p. 196., H. E. Allison, *op. cit.*, pp. 201ff. ただしアリソンは、このバックドロップ・テーゼが感性論からの直接的な帰結であると主張しているが、上述したとおり、この点については賛同できない。
- (16) H. E. Allison, *op. cit.*, p. 204.
- (17) B. W. Hall, *The Post-Critical Kant. Understanding the Critical Philosophy through the Opus postumum*, Routledge 2015, pp. 36ff. ホールの所論に対する批判を含んだものとして、「カントの『オプス・ポストゥムム』におけるエーテルの演繹論について」と題された拙論を近々、発表する予定である。
- (18) カントはこの引用文の直前でも、「現象における本来の主語」(ibid.)という表現を用いており、それがここで「本来の基体」と言い替えられている。これらの表現から推して、〈本来の実体〉という表現も許されるであろう。
- (19) あるいは、運動法則と重力法則から導かれる、地上物体の落下運動に関するガリレオの法則を考えてもよい。それは以下の数式で表現される。
- $$S = 1/2gt^2 \text{ (Sは落下距離, gは重力加速度)}$$
- (20) 松浦社『時間とはなんだろう』(講談社, 2017年) 60頁以下を参照。
- (21) 平凡社版『世界大百科事典』(1988年) 第3巻, 760頁。
- (22) 福岡伸一『生物と無生物の間』(講談社, 2007年)。
- (23) 栗原康『共生の生態学』(岩波書店, 1998年)。

(原稿受付 2022年10月25日)